

騒音・振動にかかる特定建設作業

平成16年(2004年)2月現在

騒音にかかる特定建設作業			振動にかかる特定建設作業		
機械名	番 号	内 容	機械名	番 号	内 容
くい打機	法 1	くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)	くい打機	法 1	くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業
びょう打機	法2	びょう打機を使用する作業	鋼球	法2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
さく岩機	法3	さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)	舗装版破砕機	法3	舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)
空気圧縮機	法4	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)	ブレーカー	法4	ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)
コンクリートプラント	法5	コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)			
バックホウ	法6	バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。)を使用する作業			
トラクターショベル	法7	トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。)を使用する作業			
ブルドーザー	法8	ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。)を使用する作業			

騒音・振動にかかる特定建設作業の説明

NO.	機械名	説 明
1	くい打機	直接打ち込み工法に分類される打撃式と振動式が規制の対象。具体的な規制対象は、ディーゼルハンマ、電動バイブロハンマ、油圧バイブロハンマ、スチームハンマ、油圧ハンマ、その他のくい打ハンマを使用する作業である。アースオーガーは直接打ち込みを併用する場合は規制対象。
2	びょう打機	リベッティングハンマによるリベット打ちを対象としている。インパクトレンチによる高張力ボルト締め等は対象外。
3	さく岩機	打撃衝撃音が高いため規制対象とされている。ハンドハンマ(電動ピックを含む。)、ドリフタ、ストーパ、レッグドリル、ブレーカー、オーガ、その他のさく岩機がある。さく岩機を空気圧縮機とともに使用する場合、空気圧縮機の届 は不要。
4	空気圧縮機	空気圧縮機は低騒音型であっても対象となる。空気圧縮機は各種建設作業の動力源として利用されているため空気圧縮機を規制することにより広く他の建設作業を間接的に規制する。
5	コンクリートプラント	コンクリートプラント、アスファルトプラントが規制対象。モルタル製造用コンクリートプラントは騒音レベルが低いので適用除外。コンクリートプラントそのものが規制対象であり、ミキサー車、ミキサーは直接規制の対象ではない。
6	バックホウ	低騒音型建設機械として指定されたものは対象外。
7	トラクターショベル	低騒音型建設機械として指定されたものは対象外。
8	ブルドーザー	低騒音型建設機械として指定されたものは対象外。
9	鋼球	1～3tの鋼球をクレーンなどで吊り、落下又はクレーンを旋回させ、鋼球の衝撃力を利用して建築物を破壊する作業である。この作業においては、鋼球が建築物等に衝突するときに生じる衝撃力が、建築物等の基礎から地盤に伝播し、振動を発生させる。
10	舗装版破砕機	舗装版破砕機とは、ハンマを落下させることによって生ずる衝撃力を用いて舗装面を破壊する機械をいう。
11	ブレーカー	ブレーカーはコンクリート構造物の解体、舗装版の破砕、採石場での岩塊の小割破砕、岩盤切削等の目的に広く使用されている。手持式以外のブレーカーは、一般にはショベル系掘削機に取り付けられ、油圧又は圧縮空気などの動力により、コンクリートなどをうがつ「のみ」を駆動し、衝撃式さく岩機と同じ原理で衝撃力により破壊作業を行うものである。